

大学院連合学校教育学研究科連絡会規程

平成16年 4月 1日

規程第 86 号

改正 平成21年3月31日規程第47号

平成29年3月 8日規程第41号

平成31年3月13日規程第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学における兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合研究科」という。）の適切かつ円滑な運営を図ることを目的として設置する大学院連合学校教育学研究科連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 連絡会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 連合研究科副研究科長
- (4) 連合研究科の担当教員
(議長及び副議長)

第3条 連絡会に議長及び副議長を置き、議長は連絡会を招集する。

2 連絡会の議長は学長をもって充て、副議長はあらかじめ学長が指名する理事をもって充てる。

(審議事項)

第4条 連絡会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 連合研究科の研究科委員会及び研究科代議委員会の審議事項に関する事項
- (2) 連合研究科の教育研究の遂行及び管理運営に関し必要と認められる事項
- (3) その他連合研究科に関する事項
(構成員以外の者の出席)

第5条 議長は、必要があると認めるときには、構成員以外の者を連絡会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第6条 連絡会の事務は、教務部において処理する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、連絡会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。